

とある事業所で産廃の中間処理を委託し、産廃が工場を出て行ったとしよう。ある時間を経過して manifests 票まで無事に帰ってきてやれやれと思いきや、県廃棄物課・警察から「あなたの事業所の廃棄物がさる山に不法投棄されている」という連絡が入ったら驚愕すること間違いなし。追跡調査しても伝票上は全く矛盾は無くまるで狐に抓まれたような気に落ち込むであろう。しかし産廃の現実はこの程度なのだとしたら、日本の産廃処理システムは崩壊しているといわざるを得ない。その元凶は最終処分場がすでに枯渇し新規処分施設の建設は不可能に近いことである。現実の産廃処理システムはすでにアウトのメカニクスの手に落ちている。健全な優良業者(?)と地下組織が結託した産廃メカニクスが構築されている。地下組織が4億トンの年の産廃処理費用4兆~8兆円のかんりの市場を吸い取っている。国が静脈産業ともてはやし新たな環境ビジネスとして期待される産廃業界とはヤクザとアウトの支配する闇の世界であることは健全な企業の成長を阻害してきた。危なくて手を出せる業界ではない。

千葉県庁産廃GMの「グリーンキャップ」として、日本最大の不法投棄常習地帯といわれた銚子市で短期間で不法投棄ゼロを達成した著者らの活躍ぶりを描いたのが本書である。先日栃木県鹿沼市の廃棄物担当職員が廃棄物処理業者により殺害された事件が発覚したが、廃棄物処理地下組織による恐るべき犯罪の氷山の一角が露見した。産廃問題は知ってはいけない日本の恥部とも言われている。警察は強制捜査権と証拠押収権を持ち、行政には立入検査権があるが、出来ることは地方の環境を不法投棄から守ることだけである。取り締まりの強化は産廃処理費用の高騰(湾岸戦争と石油価格の高騰に酷似)と他県への産廃の逃避と分散を招くだけで、不法投棄の根絶にはならない。

この解決には産廃処理システムの改革と産業界の排出者責任(ゼロミッション、リサイクル、業界別産廃処理システム)の完結以外に方法は無い。

1)不法投棄という産廃処理の二重構造と産廃シジケート

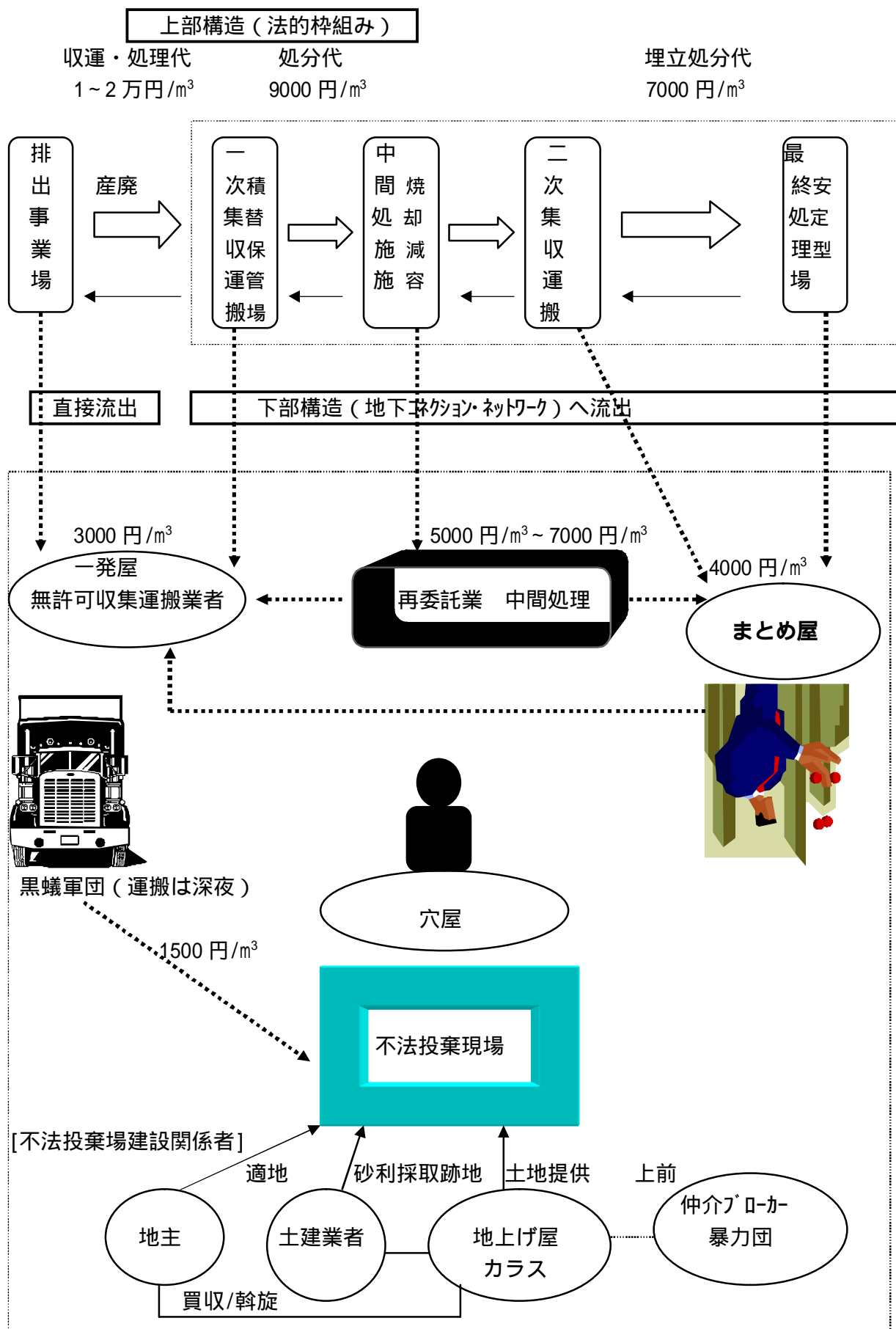
環境省発表の不法投棄量は平成12年度で40万トンである(総排出量の0.1%にすぎない。ただし把握率は不明、氷山の一角のみか)。それに対して著者は産廃総排出量4億トンのうち委託処理処理に2億トンがまわり縮減率50%として1億トンが委託処理され、そこから最終処分に5000万トン、リサイクルに1000万トン、不法投棄へ4000万トン(総排出量の10%相当)と見た。環境省、本書の不法投棄量の推定値の真偽は我々には判定不能であるから、別途調査が必要だ。

次頁の図に産廃処理の二重構造と地下構造のネットワークを示した。法による建前の上部構造はすでに底が抜け落ち、地下構造に支えられて辛うじて名目を保っているに過ぎない。産廃排出事業所が支払う処分代10000~20000円/m³が最終的な不法投棄現場では1500円/m³となり、その差額分を地下ネットワークが吸いあっている構図となる。

地下構造は3つのネットワークからなり、委託処分場ネットワーク、収運(一発屋黒蟻軍団)ネットワーク、最終埋立地(穴屋、地上げ屋カス)ネットワークが各々複雑に入り組んで機能している(括弧内は業界隠語)。全体を取りまとめる黒幕(フィクサー)はいなくとも機能する。暴力団の企業舎弟が経営する産廃業者も多く存在し、全体支配を志向している。

この複雑なシジケートの中で誰が一番儲けているかと言うと、実は一発屋(産廃ダンプ)を介して産廃を流失させている処理業者(保積、中間処理、再委託処理)である。産廃が一事業所から正規 manifests 付きで持ち込まれても他社の産廃と混合されればそれ以降は誰の産廃なのかは区別不能であるため、一定量は正規に処理をし一部を不法投棄しても伝票にはハンコが押されて帰ってくる仕組みである。

[産廃処理の二重構造と地下ネットワーク]



2)日本のリサイクルシステムの虚構（容器包装リサイクルを中心に）

産廃処理の切り札として期待される各種リサイクル法は矢継ぎ早に法制化されたが実体は何も変わっていない。リサイクルにはコストと販路という2大隘路があり実質は虚構である。国が鳴り物入り開発した廃棄物の減容固形燃料化 RDF も現在不法投棄化している。また最近の特徴として偽装リサイクル(天ぷらリサイクル)による不法投棄（豊島シュレッダーダスト投棄）、有価物の偽装工作（有価物代金として1000円もらって、10万円の輸送費を払い不法投棄する）、サマルリサイクルを偽装した小規模焼却場でダスト規制逃れ等が横行している。

1997年から施行された容器包装リサイクル法は一般廃棄物のかなりの比率を占めるガラス瓶、ペットボトル、紙、プラスチック容器のリサイクルが数字の上では大きく進展した。しかしその裏には国家公認のトリックが隠されている。企業負担の受け皿である（財）日本容器包装リサイクル協会は企業から回収契約委託料、市町村からは引き取り契約委託料を受け（年500億円）、再生処理業者に再商品化実施委託料（年400億円、委託単価ペットボトル75円/Kg、廃プラ82円/Kg）を支払うだけの伝票処理協会である。物は市町村の収集運搬により再生処理業者に直行する。ペットボトルの再商品化率は95%以上であるので納得できるが、廃プラは85%が高炉などのサマルリサイクルになっている。産廃の廃プラを燃料にするコストは20円/Kgであるので容リ協会経由では5倍のサマルリサイクル処理費を払っていることになる。このように廃プラ容器のリサイクル費用はガソリンと同額であり、しかもリサイクルとは名ばかりの燃料にされている。費用のつけは商品価格と税金で賄われる。

3)産廃処理システムの緊急提言

2002年11月に中央環境審議会が鈴木環境大臣に意見具申した「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方」において不法投棄対策においては 排出事業者責任の徹底 マニフェスト管理徹底 優良処理業者の育成 廃棄物の減量とリサイクル 原状回復と土地所有者の責任 不法投棄現場の監視強化という方針が打ち出された。しかし 正規の手続きを踏んだ排出事業者を責めても意味が無い 空伝化したマニフェストに非合理性はないはず 認可事業者のなかで不法投棄が常習化しているので優良事業者とは何か 人不足で氷山の一角を逮捕しても根絶にはならないなど有効な方針とは言いがたい。そこで著者は以下の緊急提言を纏めた。

- * 中間処理設備の増設により、最終処分量を減少させる。
- * 地域の環境保全のために地方自治体の責務と独自性を促進する。
- * 業界内処理システムの確立する。
- * リサイクルに市場原理を徹底する。
- * 汚染された地域を再生する。

4)環境省廃棄物統計値ははたして真実なのか

2003年1月環境省発表の2000年度産業・一般廃棄物排出処理状況によると、産廃総排出量は約4億ト、一般廃棄物は5236万トで比率は7.6:1であった。産廃の再利用率は45%、最終処分量は4500万ト(11%)であった。環境省発表最終処分量は本書の不法投棄量に等しい。

年度	1997	1998	1999	2000
最終処分量 万ト	6700	5800	5000	4500
処分場残余容量 万 m ³	21105	19031	18393	17608
新規最終処分場建設数	129	136	26	33
(新規処分場容量万 m ³)*	7038	3726	4362	3715

*)本年新規容量を推定した=(本年残余容量+本年最終処分量)-昨年残余容量

1999年より新規な最終処分場の建設は急減している。新規な処分場の建設困難な状況で、最終処分場余命あと数年と言われてなお余命があるのは不思議な現象である。